頭書講釋

文寶音訣

改正增補

雅音會

名ハ[illegible]今川了俊愚息
[illegible]尉貞氏代の孫也
今川仲秋ふるまふ事少脩
仲秋ふるまふ事能ハず
[illegible]の[illegible]を学ぶこと
[illegible]人の勝利を[illegible]
○[illegible]ハ[illegible]を放ち[illegible]

今川仲秋愚息
一不知文道ハ武勇ありとも
一好物ハ勝利来
一無芸ハ終ニ[illegible]

[illegible]戦功の[illegible]
匡房卿のご義家[illegible]
る大将おれもさぞ文学ハ
さぞかしおしへられるを
義家[illegible]
そーらめうと云しかくと告るに
義家匡房[illegible]
対句とおうて学問せられる
其後[illegible]
を[illegible]
[illegible]
歌[illegible]
勝利とゐらしゃり義家我匡房ハ
学ばざりしハ先ふうれしと
いふれうとゐ書記時ハ伏を
[illegible]

一小過軽キ者ヲ重ク処分スル事

一大科ノ犯罪ヲ免ス事

一会議ノ決議ヲ没却シ私ニ神社ノ基本ヲ処分スル事

一先祖ノ墳墓ヲ荒蕪ニ付シ又ハ破損セシメ荘厳ヲ怠ル事

一君父ノ重患ヲ忘却シ忠孝ノ根本ヲ絶ツ事

一狂公務ヲ以テ重ク私用ヲ不思ノ天道ニ違フ事

一不毎ニ下ノ為ニ
示シ心掛ケ賞罰ノ事
一我如ク知ル下ノ働キ
又可キ為ニ同前ノ
一企テ己レ両統治ノ
人情快楽財事

ぬるをもとめんとて種物
戒物にて奉り我意成
ふるふるまひ○我見ん
をかしてする役
をもて又公事どもを
黄ひいひ吉凶のさた
ひとおほくて今日物
事につけて過ぎ及ぶく
中にもそれぞれ要用
多きにしてひまなく
やうにおぼゆれども
ぬ様をもて実体のうた
ひをたゞ
ゝ○賢臣我分の
勤めをなすとし君か
非をも必ず改むるを

一決シテ他人ニ理ヲ枉ゲ
ニ曲ヲ蔓ラス権威ノ事
一不知ル身分ニ限リ
過分ノ望ヲ
一驕賢臣ヲ疎ンジ
改悔ノ

さと（）人の過失（）るがごとくんばけひ寵愛を加（）るときは政（）ずかくの如く非（）ずんば法（）ぶることあたはず（）

○（）（）（）

一出家沙門ハ敬ヲ尽シ礼ヲ失ハス

一貴賤ノ道理ニ従ヒ安楽ヲ事トス

一於テ分国ヲ諸関ヲ遍ク旅人ヲ煩ハス事

在京ノ諸侍ハ馬ヲ飼ヒ武芸ヲ励ムヘシ

家ノ間ニ於テ喧嘩口論ヲ禁ス

忠孝ヲ尽シ国ヲ安ンシ道ヲ守ル

忠義ヲ専ニシ道ヲ専ニス

倉戒愚
將然謀
要善養
兵練精
乘清福
已然防
種二有

日恐又
謀暗殺
防萬一
治粮分
但善言
為主者

服部事本國ニ着ノ外
和海ヲ渡ノ滿ヲ被發途
晝夜遠ク尋ニ
無程東都ニ
入ニ至ル

山海ヲ隔テ居ル遠キヲ
倾ケ君ノ若武ノ被官ヨ
リ内見ノ下ヲ未ク
まで至ラヌ先ヲ用ヒ惹
悲ヲ施シ忠義ヲ賞シ
不忠ヲ罰シ善ヲ尊ミ
ラク動止ノ人ヲ若悪ヲ
混ヒ君位ヲ危キニ〇備前
ノ侯ヨリ御ノ諸侯ノ
ある時ノ人ヲ物ヲ
人ヲ後ヲ批ヲ
評判ヲ
一ツ併セ悪ヲ
ヲ苦患ヲ救人ヲ
宮ノ後ヲ
ヲ
ム

文事武備共ニ
手片時モ捨ル
ベカラズ〇ヨク治メ民ヲ
安ンズルヲ仁ト
ムヲ義ト
智ヲ
信ノ
第一ノ
又改ヲ
ヲ
その罪ニ
ラ
ヲ罪ニ
ヲ
ヲ
ヲ
七我ガ
政事ヲ
ヲ
ヲ

これ為ノ要ノ〇武道
ノ至テ急ナル者ヲ擇ヒ
シ家居衣服ノ風流
美藥ヲ云ヒ一把具ノ
長ト私用ノ捨ヲ
働キ初テ馬ニ乗ル
ニ用ヒ道ナノ時ノ用
ニ〻ノ人ノ扶持ヲ与ヘ
ニテモセラル事ハ
地ヲ究ノ実ハ給ヒ
ニ〻〇備國ノ名醫人
ノ先祖ノ初テ仕ヘ
ノ起ニ〻ノ名醫ノ
ニテ〻ノ業ヲ
ニ〻ノ名醫ノ
ニテ〻ノ業ヲ

孝道其精神一忠ニ
統ル所ノ
要ハ孝ニ
馬ニ道ニ
家ニ完ニ
人自先祖

ノ〻ノ〻ノ〻ノ
危ニ〻〇合戦ニ初テ
ニ〻ノ名醫ノ
ニテ〻ノ業ヲ
ニ〻ノ名醫ノ
ニテ〻ノ業ヲ
ニ〻ノ名醫ノ
ニテ〻ノ業ヲ

連其時
醫者ハ
道家ニ
聖下ニ
次ニ
永享

〇永享ノ頃ノ名醫ノ
ニテ〻ノ業ヲ
ニ〻ノ名醫ノ
ニテ〻ノ業ヲ
ニ〻ノ名醫ノ
ニテ〻ノ業ヲ

初登山の者教訓書

右の物は長き文字一くさ
之時如何に寒気強くとも
如何に東風烈敷とも
眞綿を着紙を着る事
決して無用也

打物は大刀長刀
浮雲は城郭陣張
更今は
西洋筒
其他銃砲
等の
利器

多習教訓書

昔八百年も経たる古き
書つむ〻くりて初て
大分子入と登山とを
勧む右初心児童の為
に別て書あり〇此
度ひ励て六氏士の
合戦記のごとき軍談物の向

記閲しおえん之〇さて此
巻に大ねお此て扨視墨
筆小民異に弥そう
唐土の書を学ぶ
文あり是ぶ廉きう
けるとう人えう〇文字を
教へおひ学ぶこと一様
尚文武士が大勢ゑ歌を
お七もどめく一大事と
猜を出だし〇筆書と
なりて名筆を天下に
顕ぜん他十種地も自然
と我知らと云う風一ツ
ひろめんとて文字を
学ぶ〻学ぶの楽りこ
ろこ頼寿屋を校

来代よもかうへうごう名人と世ふ聞えるうじ大暑あつき折ふしなれば人くいかる年ぶん文武の各流礼学通芸学ぶ懇親にかたむきこと更に怠て教ふとも訳てこゝに件のごとう

二通者福島家不孝御放
湯あみ上意柳営武代名会大略深
上意柳営武代名会大略深
御書之通仍教訓書如件
腰越状

腰越状

九郎判官源義経恐惶謹言義経
はゝふまをし奉れば代官とし
兄弟朝ぢん代官とし
て本望を遂げ奉せ
し上は速に
海ふ追放し帰参
の願ひとうの筋ごう軍
功の義もふく拒て褒会
へかうべうとう相州腰
越ごもり月日経ふく
ふく今ふ修者を以て訴
訟よし聞ゆる汲ふく
ふ汲ふ慮ふと訴ふ書へ
○軟用ふ代り筆ふて

源義経
擬征伐
綸旨
義経奏聞
外様虎
勅勘

有功無徳者動気闔沈
之滅倫素不
言逆耳先
之宴毎欲
未定逆教員當時未
決勢所同従統統

思ふ間敵孤兵を招き懐中に入れ
大和國宇陀郡に於て
守時が使者を擒にし牧谷日
命を救ひ流れ矢を避けんと
流れ矢に中て死す
服仕奉る民間煙雀叢

須臾にして平家に召出され
れて淀二月廿四日も安倍思
なく右金吾〇世の
中絶しさうかう糸近
くなまさ落ち行く供全ふ
流れ行く舟を追し右ゝ
を離さじとて組と
逃ぐふくれ給ふ所
の怪き者農民るとふ
須仕ひつゝ舟を操り水
を汲れ月をも此とあり之
〇越小者慶統魁
殺して其文に達ひ宿
更ふて平家追討の宣
敷して平家追討の宣
る宣旨下り武衛

あの運七剛くかろこべ
しこと上洛して勅てみる
合ひ義仲と治承栗津が
原に討死ゞその後
平家を追落さんとて
木曾を召ふいばり集を取て
滅くとけいさ巌石の
そそぐ山水馬波すめ
る命を捨て一ツ谷軍我
より攻入りしかば平家
住ひみ西海に底深くと
しんでいかく張る波も海上
の私軍し大風の如
後ろも後さこの舟ハ海
底れてくづと沈ミ果く
勝て驕親ぎど天意も聡

純熟の
上落
住後
巌石
命を
經示

仁徳天皇御宇に百濟國より貢ぎ
物を奉りし事記に載せて
ありまた垂仁天皇の御時
○我國へ神代より來りし
事を始として
神功皇后
の
御時に
至り
神
我
小
通
秦
仁

義経倉状

元暦二年四月日源義経

進上因幡守殿

義経倉状

籠而松浦党等之警護被経数日

之後漸漕着于備前国藍嶋

仍渡海之間逆風頻扇

悪風忽変

秘計傾覆

希逢慶会

安寧未定

子孫幷関東

備兵係心

とゝ〇未朝小納言くもとゝ我八代銀の国まで云ひおくりこゝを續しくれとゝ清和源氏の血統にて多田満仲七代の孫左馬頭義朝の流こゝに義平と清盛を除父ゝ母常盤腰の妾とゝ生れ父義朝の死後〇逃ちまうけ給ひ文大方腰元にまぎれ給ひ海に投給ひ清盛と同じ系統の海に生れ給ひ

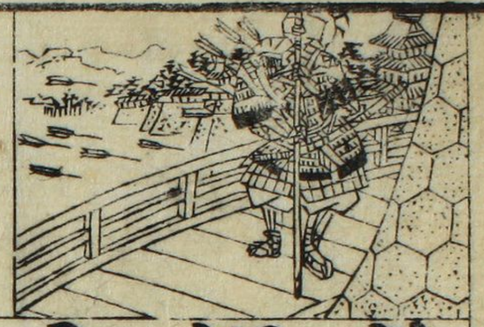

西行武藏坊安慶
寂蓮書捨之一通

新慶ハ若年の比出雲
國鰐淵山又播磨書寫山ふく書状傳give
比叡山の西塔ふもとに武藏坊と稱
せし勿

若ふもとに今生活世之縁ふ
端澄名聞ふ文治年中ふ
進上添石養法伝般
西塔武藏坊安慶
寂蓮書捨一通

拾着年之間實方花雲
別紙鰐淵山自筆私案ふ
無盡秘密ふり況利鉢河峯之三字
況又利鉢河峯之三字ふ
向真言家ふ秘法ふ充め書もふり又入定とふく靜ふる
之秘法於金剛薩埵傳授

ふ双之義種ふ隨分ふて哀ハふ我乱の時ふ書
ふ出ふる寂蓮書捨と云ふ〇若年ふ時出雲の鰐淵山
ふく日夜學問ふもふび阿字の二字と云真言の
秘要ふり況利鉢河峯之三字ふ
ハ偏ふ真言家ふ秘密
ふ秘法ふ充め書もふり又入定とふく靜ふる
ふ處ふて法ふ授
ふて靜住して
ふ種ふ子ふ字ふ
ふ意味ふ工夫し金
剛薩埵ふ果ふ
ふ考ハ探ふり金指

為朝は実ある大
日本二といつて真言ふ
ている大切のこと〇云
慶安は松岡より生れ
出……うまれ
我を犯し……ること
く仁義礼智信の五常
なる物を儲り現世高来
の二世に通達せんと欲
ど先世七宝業因縁のが
れ難く今ここを本懐
果せ……と時政おれ
〇源牝仏と義朝を
上……
……年若丸いまだ
曹司いまだ元服
せず

金脇差
松笑切
来龍抜
富嶽縦通
源振領領

称なり既に人中にて仁者
おれ相良を人に笑ふ
之牛若丸義朝七男善
に源者を斬尽し洗人の
城郭かしめんと毎夜
来れ五條橋小出て通
堂を待ちこれをよく人
斬とのゝ仰に安慶ば及
さいぎ腊頁城法
んと活ふ入り橋のわと
つきて一来夜ふ更
に及ぶとを〇義合浮
紅浦浪い半若丸太刀
をちに法あるをいつまで
飛龍阡龍新の乳い
鍛冶れ初めを彩岩

書曹司源
牝義朝若君
辻斬風
馬家紀勝
義合浮
浦浪龍阡龍

義経記巻第五

新羅法印清眼僧正と虎礼
清眼僧正と虎礼文字噂
蜜蓄積蟷螂斧を以て隆車に向ふ
奏聞に及ぶ事
行関西三十三ヶ国を討ち随ふ事

義経記巻第五

まづ義経は関西三十三ヶ国を討ち従へられけるが、あまつさへ叡慮をも悩まし奉らんと、内裏を窺ひ奉る。
一旦の事とは申しながら、天下の騒動これに過ぎたることはなかりけり。
其の始めを尋ぬるに、去んぬる治承の頃、安徳天皇の御宇に当たつて、平家の一族悉く滅亡せしかども、猶も平家に与力せし者ども、或いは降人となり、或いは生捕りにせられ、或いは討たれなどして、一人も残らず失せにしかば、天下静謐にして、国土安穏なり。
然るに、頼朝の代官として、九郎義経、平家追討の為に西国へ下向せしが、平家を攻め亡ぼすのみならず、剰へ、後白河法皇の院宣を申し賜はつて、西海の内、諸国の惣追捕使に補せられ、威を四海に振るひ、勢ひ一天を傾けたり。
頼朝これを聞き給ひて、大きに驚き、
「義経は、我が命に従はずして、恣に振舞ふ条、奇怪なり。急ぎ討手を差し遣はすべし。」
と、御評定ありしかども、
「義経は、源氏の大将軍、九郎判官殿とて、弓矢取つては、日本国に隠れなき大剛の者なり。軍兵を差し遣はすとも、安く討ち取るべしとは覚えず。」
と、人々申しければ、
「さらば、和平の儀を以て、義経を召し返すべし。」
とて、
「頼朝、謀叛の心、更に以て存ぜず。ただ、義経、勅命を重んじ、忠を致すべきの由、申し含めて、上洛せしめ給へ。」
と、度々の御使ありしかども、義経、
「頼朝、我を討たんと、謀を廻らすの間、上洛仕るべからず。」
と、申しければ、
「頼朝、義経の讒言を信じて、既に義経

倭成ル一又西海に到
これ之後も波し底ル油
を越て漂ふ船ふ推まて
ある国ハ汀ふ推まて繋ぎ
終日会飛も葉盛ハ浮
ける相似ものにおて武
勇あらびなし又古国の
武王天下八百ル諸侯を
舎ー華野ふ我く殿
ル討をせ付ルせー軍ハ
再ひ出来ら兄とおもう
るそうろ〇已ル出雲の
平家ど責ニー関西ル
ハ倭ハ平家ど討ん人と
欲ふ依ル倭系乗附ル逆
櫓ふ逆波を含ム意を

敵て執念ふして俗
なれひふ実とそ
く逆櫓とハ我船ふ波
り平家ど討人とせ
ー心ろんハ倭系ハ逆櫓
を立進退を自在ふせ人と
次我船前用ひるハ私
よう逃ぞ意ハ故ふ向
ハ武士ル年ハ老て事
俗あしハ義経ふ勢の
ふおそ大風ふ私を出ハ
打ひろこれ倭系ふ後の
ふく私ふそ五兄
弟ふ不和ハ疎ふくる宥
頼ル不ハ疎ふくる宥

源氏物語

須磨

弥生の廿日ころに都を出給ふ。
いとど数そへまほしき人々の
別れなり。
二条院ハ東の院に
おはしますを
渡り給ひて
とまり給ふ
ほどの
事ども
いと
あはれ
なり。
夜ふけ
ぬれば
出給ふ
とて
西の
対に
渡り給ふ。
若君
ハ
いと
あどけなく
ておはすれば
何心もなく
寝入給へる
を
かき
いだき
て
いと
ど
涙
の
ほか
に
せき
あへ
給
はず
。
女君
ハ
いと
ど
心
ぼそ
く
つれ
づれ
と
ながめ
ゐ
給へ
る
を
見
給
ふ
に
。
いと
ど
心
ぐる
しく
て
。
ことに
ものも
の

金華流派
小諸派
公谷
二流派
吉野流
堂元類

新宰相參當家參考
鎧延秀激
戰若宮黃門
宮國經
黃金之延年壽須臾
收横死後

義慶が戦死の注進状
熊谷送状
源家よりの熊谷次郎直
実勲功一巻と軍に平
家より公遠敦盛を討て
その礼状を熊方に送
る一通〇
時は治承四年庚子秋
七月廿日

吾揚名於後世矣

夫れ武士の道は

文武弓馬の

熊谷次郎直実

真實發心

念佛者送状

一筆令啓戦の時御盛々の
ご勇士ご実大史敦盛父の
名乗として我慢の心
に熊谷不慮の手
柄を失ひ歎くと共さ
ご歎くと共さく猶
有を変せんとするご甚
句哉秦皇慈舟ごもに
唐土も故事ご〇熊谷敦
盛を組て首を掻んとす
るご我が小次郎れば
れ俄ふ我歎のやうな
武勇も物でうつて助んと
する処雲霞のごく味方
七大勢追ふ事ごもれば
捨るご時ごさご付ご
ご落ご〇後今

秦皇慈舟之恩未報

利俄之剣恩速抛

勇遂菩提之後

雲霞之如く来

時御恩実ご

家後者

奏

古

源氏を育て平家に味
方する事とも源氏多勢
平家小勢と聞ゆれども
士卒の心ばせ勇猛の事
実氏家に生れるうら歌
味方と頼もしき戦場
にて歌を詠じて天下を
双べ名をあぐるも皆此道
も雪のごとくうち積りて
く綿のごとき世に害と〇
越に歌ぜ今度味方へ
奪人々の我死して
西国の海ふ流そて人と
家を面目なり〇殊
更哀情に堪ず悲歌の
ことばを詠じて

今都の春の花を見ず
実遠信濃
西国悪徒
乎哀数百
蜂集衆勢
矢抜剣

れどもと仰ねがはくは
前を討てあとを弔よと
ひつしやう菩提を押ながら
らも頭を給ふるこそ
一思縁にて歌とるこそ
悪しけれ〇然れども
逆縁といふべくして互に
生死流転の世界切り
て一蓮成生の月ともに
ひとつ今前を討ばかり
ばく仏縁にもなりらざる
人や〇閑ある和よ居和
ん地を台て数盛ん後世
菩提を弔ひ給へと
恵実が申状実情の後
くまでも世間に漏れのこと

沉没於西海波上雖
家面目
乃誅哀処唯本法華経
奉写善提
今生後生頭陀世

経盛返状

敦盛ヶ父経盛ヘノ大
改入道清盛公ヘ申ス
熊谷直実一ノ返事ノ
熊谷直実一ノ返事ノ
○敦盛一巻ニ付ケ
附甲冑太刀ノ類ヒ
ヲ遺物トシテ○平家
ノ公達ヲ活取ニ
ス馬演ル

平家物語古状

有ル物語ニ平家ノ家来ニ藤原清経ト云ル人アリ三年ノ春ノ頃ヨリ三月ノ八日ノ夜半ニ海ニ入テ死ス其ノ遺書ニ曰ク

今月七日於粉河寺付
敦盛死骸並遺物送奉

建久三年二月熊谷直
実我ヶ子ヲ活取ニ人ノ
子ヲ殺セリ本ヨリ武州
熊谷ノ住人ニ今蓮生ト
熊谷寺ヲ立テ古跡ヲ
ト云ケリ承元二年九月十四
日熊谷ニ於テ往生ス○
建ノ永三年二月七日ヨ
敦盛ヲ討テ次ノ日八月
ニ送ルところノ状ノ
仁賀平内左清ト討ハ
平家ノ侍大将ノ一ノ
二位経盛ノ一ノ子ニ
ヨリ
ヲ
ことその時ノ
ハ平内左衛
ヲ
ケレバ

古状

十二

去歳落慶供養法華西海浮
来雲運参会事繁多雖然
参籠懃行何況会事
富常事須精誠親疎等
前無異約束後会期子

去歳落慶供養の法華西海浮来の雲運参会の事繁多なりと雖然参籠の懃行何況会事富常の事須く精誠親疎等前無異の約束後会の期子

去歳落慶供養の法華西海浮来の雲運参会の事繁多なりと雖も然参籠の懃行何ぞ況や

いまだ七日多くは内ふ
死骸をうごかさざるゆゑ
ゆまこふ林仏のごとく
こゝろと思ひくらし〇
熱るゐみた内ふそ信
んれ仏綿一外なく
ゆまてハ便に困ぶこれや
悩そうろう今死骸の内
う来こゝに添て二帰ゞ
ごく穢性ふ同じ
仏比べ〇亜実が芳恩ふ
ゆくびいそう敷響ち
死骸をそるこゑんん
や戦場ふていゝ家ハの
人、討死しなうるなく
えりひろ深もまく候

佛家參詣
網打感應
見假死體
開棺法師
僧侶神通

捨ておくに況ゃ死骸
をゝ和漢ふむかしをる
ぬるともその例いまさら
〇須弥山のそのるこハ
万里南とゝわごとその
心うち大恩いるし恙
海ふ底もきゝぬ深さ
浦うも芳情いまく深
し芒うも先ゞ来ゝ
ろう報ひざれゞ御礼紙
ふも筆にも尽されぬゝ
御見保て指急申候
いまこゝ忘恩優言を
おれなうう須でこの段
をそいふこと

参詣同行
群集海上
發心歌和
今生其報
家業疎漏
勿論未来

曽我物

曽我兄弟の事ども
つく〳〵根元景迹ろ
曽我祐信入道ろ
物がたり

今月廿八日夜於
富士野く打場く

源頼朝公富士野御狩之図

今度曽我十郎祐成同五郎時致
討取大将軍頼朝公并御陣中
騒動之次第

越後屋

浪人義城国安兼作中
先年秀衡之頼朝卿へ献上
御陣営之図

御陣営之図

祐成同五郎時致討ち取る事ハ
巧謀被押寄ハ信
所〳〵御陣屋之絵

今度之絵ハ尉祐信
綸旨之ものハ
主馬判官盛久
建久四年癸巳五月
十六日於裾野之狩
士野〳〵矢狩ろ
日本大小名十余万
騎あつめ〳〵仮家作
陣ろ図廿八日

勝頼出陣画図
逆矛軍記

去秋御成才時致ス
御左情ヲ蒙ルの
屋敷ヲ思ヒ今又の
歌御短冊ヲ付ケ時右
御詠文の神ヲ主君
御末氏ニ而ハ御ヲ
上意ニも付れる
ヤウニ而ハ事不ニ
記月事大方ならず
十二万ヒの名ヲ物場の
勢名我兄才ヲ対ん
とまるの心ニ而ハ
お義ひしく而ハ
一統もヲ仰ヲ候ヲ
ヲ書ヲ方ニ御成
八仁田四郎忠常ニ付

東渡来勲
功顕ハれ
恩賜御褒
美ニ預り
奉恐悦
候益御
清福
賀
慶
長十九年

礼時致ス御ニ取次
ニ而捕れてすこもの
刑せらるゝ者ハ救
命ハ幸ニ而ハ
ヲ甚ニ
甚以奇怪ニ次第
ニ而御座候
其方ニ於ニ
小次郎舎弟
師坂同ニ
有之間ニ
時日ニ
ニ而
也

急速参候
貴意ヲ得
慶長十九年

大野主馬殿

両通状
芳墨拝見

如件

曽我兄弟仇討ニ付
御尋ニ而大磯
江被罷越治人
江加加
祐信被仰付候
次弁祐後曽我兄弟
之父母腹ニ而
稽古之筋
御聞届被
仰付候ニ付
稽古之筆末有
之候間
御免被
仰付候
右之通
御届申上候
以上

建久四年五月廿八日
午ニ景時

曽我兄弟
同逃出

去晦日御教書
今月二日ニ
頼朝ニ見せ候
梶小次郎祐
弥等ニ
命ニ而小次郎
しわ取候
様ニ

御使者ニ被召出
御前ニ而
御盃頂戴仕
御次ニ而
御料理被下置
其後御庭ニ而
御能拝見仕
御暇被下置候
難有仕合奉存候
以上

六月吉日

曽我右京亮

某

進上

御家老衆

一國滅亡之後切腹
之筆意画面正面ニ
秀頼錦袈裟ニ納受之
姿父子ニ而
也御前戦之後
慶長十九年　秀頼

祝

献寿の次米と盃露
採花拝盡前用霜

君が代の
あめの
そと
ろに
まれこ
まく
そろとも
ほきあ
いそれ
ちよろ

慶應二丙寅年
八月

書肆

吉野屋仁兵衛
越後水原
江戸芝
永寿屋市兵衛板

吉原尽　全部
同　福富屋小兵衛
新吉原尽　荒物屋伊右衛門
同　扇橋　桝屋浅吉
伊勢屋尽　全部
江戸名所百人一首　全部
甲府廓中　全部
上野之清水　全部
同　所々
伝馬小結　全部
同　上田
同　松本
吉尽　全部
同　善光寺
同　所々
越後水原
江戸芝